

加茂生コン事件、判決は来年4/17

12/19大阪高裁差戻し審が即日結審

●「組合嫌悪以外に就労証明書拒絶の理由はない」

12月19日10:30から、加茂生コン事件の差戻し審第1回公判が大阪高裁で開かれた。

この日の公判では弁護団の片田真志、森博行、久堀文の3弁護士が、すでに提出済みの控訴趣意補充書を補足するかたちで口頭で要旨を陳述した。「就労証明書作成による会社の経済的負担はない。関生支部に加入する以前は4年つづけて交付していた。組合員のAさんが「請負」だからという理由で拒否したこともない。就労証明書をめぐって刑事事件になるのは後にも先にも本件以外にない」「会社が就労証明書を拒絶した理由は、Aさんが直前に関生支部に加入したことへ怨嗟と関生支部に対する嫌悪以外に理由はない」

また、安井執行委員と吉田組合員の無罪主張を弁護団が代読した。

この日で裁判は結審し、判決は2025年4月17日（木）14:30からと指定された。

●無罪判決を求める署名活動がスタート



報告集会で(右が安井さん、左は吉田さん)

完全無罪判決を獲得すべく、この日から新たに加茂生コン事件署名活動がスタートした。

京都事件については団体署名だけだったが、加茂生コン事件については各地の要望をふまえて個人と団体の2種類の署名活動にとりくむことになった。

「関西生コンを支援する会」は、署名活動用に加茂生コン事件とはなにかを描いたニュース号外（漫画新聞）を発行している。

署名の第1次集約は2025年1月末日、第2次が2月末日、最終が3月末日。署名用紙は「関西生コンを支援する会」ホームページからダウンロードできる。

<https://www.sienkansai.org>

京都事件・無罪判決を求める署名活動

994団体分を提出（第2次集約分）

京都地裁に無罪判決の決断迫る

12月19日、京都事件の無罪判決を求める署名994団体分を京都地裁第2刑事部に提出した。署名提出には京滋実行委員会共同代表の稲村守さん、きょうとユニオンの服部恭子さん、弁護団の永嶋靖久弁護士が同行した。（写真）

総選挙があり集約が遅れていたが、この日提出したのは第2次集約分。このほか約500団体分が届いており、12月末日で締め切って年明け早々にも提出する予定だ。

